

上山市長 山 本 幸 靖 様
上山市議会議長 川 崎 朋 巳 様
上山市教育委員会教育長 加 藤 洋 一 様

上山市監査委員 大 和 啓
上山市監査委員 枝 松 直 樹

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の基準

上山市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項）及び行政監査（同条第2項）。

3 監査等の対象 南中学校、北中学校、宮川中学校、西郷小中学校

4 監査期日 令和8年5月21日、25日、26日

5 監査等の着眼点

監査の対象となった令和7年度の事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

令和8年度上山市監査計画の「2 監査の実施方針」により行った。

6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

7 監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

(1) 主なる所見

ア 中学校における教育課題が複雑化・多様化する中で、生徒に寄り添い共に学ぶ楽しさを実感できる学校づくりを推進されていることを高く評価する。

今後も、保護者、地域等と連携を密にし、人権を尊重する豊かな感性と健やかな身体を育成する支援を図られたい。

イ 教育委員会と連携して、生徒・教職員の健康と安全を確保できる学校施設を整備するとともに、時代に対応した教育を支える環境整備を推進されたい。

ウ 公金や学校徴収金等の準公金の取扱いは、効率的、効果的な予算執行を行う等、適正な執行と管理に努められたい。